

第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

回（前年11回）であった（第1-6-1表）。

なお、令和元年中の主な地震災害については、第1-6-2表のとおりである。

1. 令和元年中の主な地震災害 ……………

令和元年中に震度5弱以上が観測された地震は、9

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

【出典】「気象庁資料」

年	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成22年	5	0	0	0	0	5
平成23年	45	17	4	4	1	71
平成24年	12	4	0	0	0	16
平成25年	5	6	1	0	0	12
平成26年	7	1	1	0	0	9
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和2年	2	1	0	0	0	3

※令和2年は令和2年1月1日から令和2年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和元年中の主な地震災害（消防庁が災害応急体制を整備したもの）

(令和2年4月1日現在)

番号	発生日月日	発時刻	震源地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	消防庁の対応	震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況
(1)	平成31年1月3日	18時10分	熊本県熊本地方	5.1	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6弱〕 熊本県・和水町 〔震度5弱〕 熊本県・熊本市北区、玉東町	【人的被害】重傷1人 軽傷3人 【住家被害】一部破損60棟
(2)	平成31年1月26日	14時16分	熊本県熊本地方	4.3	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 熊本県・和水町	—
(3)	平成31年2月21日	21時22分	胆振地方中東部	5.8	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6弱〕 北海道・厚真町 〔震度5強〕 北海道・安平町、むかわ町 〔震度5弱〕 北海道・札幌市(北区、手稲区)、 千歳市、長沼町、平取町	【人的被害】軽傷6人 【住家被害】一部破損19棟
(4)	令和元年5月10日	8時48分	日向灘	6.3	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 宮崎県・宮崎市、都城市	【人的被害】軽傷3人
(5)	令和元年5月25日	15時20分	千葉県北東部	5.1	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 千葉県・長南町	【人的被害】軽傷1人
(6)	令和元年6月18日	22時22分	山形県沖	6.7	6強	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6強〕 新潟県・村上市 〔震度6弱〕 山形県・鶴岡市 〔震度5弱〕 秋田県・由利本荘市 山形県・酒田市、大蔵村、三川町 新潟県・長岡市、柏崎市、阿賀町	【人的被害】重傷9人 軽傷34人 【住家被害】半壊28棟 一部破損1,580棟
(7)	令和元年8月4日	19時23分	福島県沖	6.4	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 宮城県・石巻市、亶理町 福島県・双葉町	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】一部破損1棟
(8)	令和元年12月12日	1時09分	宗谷地方北部	4.2	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 北海道・豊富町	—
(9)	令和元年12月19日	15時21分	青森県東方沖	5.5	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 青森県・階上町	—

(備考)「災害年報」により作成

(1) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況

1月3日18時10分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード5.1の地震が発生し、熊本県和水町において、最大震度6弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）し、震度6弱を観測した熊本県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、重傷者1人及び軽傷者3人の人的被害のほか、一部破損60棟の住家被害が発生した。

(2) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況

1月26日14時16分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード4.3の地震が発生し、熊本県和水町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した熊本県に対し、適切な対応と迅速

な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した有明広域行政事務組合消防本部及び和水町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

(3) 北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害等の状況

2月21日21時22分に胆振地方中東部を震源とするマグニチュード5.8の地震が発生し、北海道厚真町において、最大震度6弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）し、震度6弱を観測した北海道に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、軽傷者6人の人的被害のほか、一部破損19棟の住家被害が発生した。

(4) 日向灘を震源とする地震による被害等の状況

5月10日8時48分に日向灘を震源とするマグニチュード6.3の地震が発生し、宮崎県宮崎市及び都城市において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した宮崎県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったものの、軽傷者3人の人的被害が発生した。

（5）千葉県北東部を震源とする地震による被害等の状況

5月25日15時20分に千葉県北東部を震源とするマグニチュード5.1の地震が発生し、千葉県長南町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した千葉県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び長南町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったものの、軽傷者1人の人的被害が発生した。

（6）山形県沖を震源とする地震による被害等の状況

6月18日22時22分に山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、新潟県村上市において、最大震度6強が観測された。

気象庁は、地震発生から2分後の22時24分、山形県、新潟県上中下越、佐渡及び石川県能登に津波注意報を発表した。この地震により、山形県鶴岡市鼠ヶ関で最大11センチの津波を観測したほか、秋田県、山形県、新潟県、石川県で津波を観測した。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）し、震度5弱以上を観測した秋田県、山形県及び新潟県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、津波注意報は、19日1時02分に解除された。

この地震により、重傷者9人及び軽傷者34人の人的被害のほか、半壊28棟及び一部破損1,580棟の住家被害が発生した。

（7）福島県沖を震源とする地震による被害等の状況

8月4日19時23分に福島県沖を震源とするマグニチュード6.4の地震が発生し、宮城県石巻市、亘理町及び福島県双葉町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した宮城県及び福島県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、軽傷者1人の人的被害のほか、一部破損1棟の住家被害が発生した。

気象庁は、この地震は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の余震と考えられる旨発表した。

（8）北海道宗谷地方北部を震源とする地震による被害等の状況

12月12日1時09分に宗谷地方北部を震源とするマグニチュード4.2の地震が発生し、北海道豊富町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した北海道に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した稚内地区消防事務組合消防本部及び豊富町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

（9）青森県東方沖を震源とする地震による被害等の状況

12月19日15時21分に青森県東方沖を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生し、青森県階上町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した青森県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部及び階上町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はな

かった。

気象庁は、この地震は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の余震と考えられる旨を発表した。

2. 令和2年1月から令和2年10月までの主な地震災害 ……………

令和2年1月から令和2年10月までの主な地震災害については、第1-6-3表のとおりである。

第1-6-3表 令和2年1月から令和2年10月までの主な地震災害（消防庁が災害応急体制を整備したもの）

（令和2年11月13日現在）

番号	発生日月	発時刻	震源地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	消防庁の対応	震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況
(1)	令和2年3月13日	2時18分	石川県能登地方	5.5	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	〔震度5強〕 石川県：輪島市 〔震度5弱〕 石川県：穴水町	【人的被害】軽傷2人
(2)	令和2年6月25日	4時47分	千葉県東方沖	6.1	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 千葉県：旭市	【人的被害】重傷1人 軽傷1人
(3)	令和2年9月4日	9時10分	福井県嶺北	5.0	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 福井県：坂井市	【人的被害】軽傷13人

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

(1) 石川県能登地方を震源とする地震による被害等の状況

3月13日2時18分に石川県能登地方を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生し、石川県輪島市において、最大震度5強が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）し、震度5強を観測した石川県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったものの、軽傷者2人の人的被害が発生した。

(2) 千葉県東方沖を震源とする地震による被害等の状況

6月25日4時47分に千葉県東方沖を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、千葉県旭市において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した千葉県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した旭市消防本部及び旭市に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったものの、重傷者1人及び軽傷者1人の人的被害が発生した。

気象庁は、この地震は「平成23年（2011年）東北

地方太平洋沖地震」の余震と考えられる旨を発表した。

(3) 福井県嶺北を震源とする地震による被害等の状況

9月4日9時10分に福井県嶺北を震源とするマグニチュード5.0の地震が発生し、福井県坂井市において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した福井県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した嶺北消防組合消防本部及び坂井市に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったものの、軽傷者13人の人的被害が発生した。

震災対策の現況

1. 震災対策の概要 ……………

消防庁では、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る特別措置法や「大規模地震防災・減災対策大綱」（第1-6-4表）等に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画及び地震防災強化計画等に関する助言、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、震災対策に関する調査研究等を行っているほか、緊急消防援助隊の充実強化、地方公共団体における防災基盤の整備及び公共施設等の耐震

化を推進している。

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	中部圏・近畿圏直下地震
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 309市町村	地震防災対策推進地域 5道県 117市町村	
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	宮城県沖	上町断層
	死者数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約290	約42,000
	全壊建物数(棟)	約460,000	約2,386,000	約610,000	約21,000	約970,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約215兆	約95兆	約1.3兆	約74兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> 地震予知に資する観測・測量体制の強化 直前予知を前提とした警戒避難態勢 	大規模地震対策特別措置法(S53)				
	<ul style="list-style-type: none"> 観測・測量体制の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 		南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25)	首都直下地震対策特別措置法(H25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16)	
	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等 	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55)				
大綱	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの 中央防災会議が決定する 	大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき作成 強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの 中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定) 	地震防災基本計画 S55.4策定	推進基本計画 H26.3策定 R1.5変更	緊急対策推進基本計画 H26.3策定 H27.3変更	推進基本計画 H18.3策定	—
応急対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの(個々の地震毎に別途具体計画を策定する) 中央防災会議が決定する 	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H26.3策定 R2.5改定				

(1) 南海トラフ地震対策

東海地震については、従前は、事前の予知の可能性があるとされていたことから、昭和53年(1978年)12月に施行された大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域を中心とする1都7県157市町村(令和2年4月1日現在)が「地震防災対策強化地域」として指定され、地震による被害の軽減を図るため、東海

地震の予知情報が出された場合の地震防災体制の整備が進められてきた。

また、東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合には、国、地方公共団体をはじめ各主体は事前に各種計画に定めた地震防災応急対策を実施することとされてきた。

しかし、中央防災会議の下に設置された「南海トラ

フ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の平成29年9月の報告において、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大規模地震対策特別措置法に基づく現行の地震防災緊急対策は改める必要がある。一方で、現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していくことが必要である。」とされた。

一方、南海トラフ*¹沿いの地域では、ここを震源域として100年から150年間隔で大規模地震が繰り返し発生しており、近年では、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。前回の地震から既に70年以上が経過していることから、東海地震のみならず南海トラフ沿いの地域全体で大規模地震の発生可能性が高まってきている（第1-6-1図）*²。

南海トラフ地震により著しい被害が発生する可能性があるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて「南海トラフ地震防災対策推進地域」として1都2府26県707市町村（令和2年4月1日現在）が指定され、また、推進地域のうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として1都13県139市町村（令和2年4月1日現在）が指定され、地震防災対策の強化が図られている。

平成27年3月に、「南海トラフ地震における具体的

な応急対策活動に関する計画」が策定され、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等に関する活動内容が具体的に定められた。

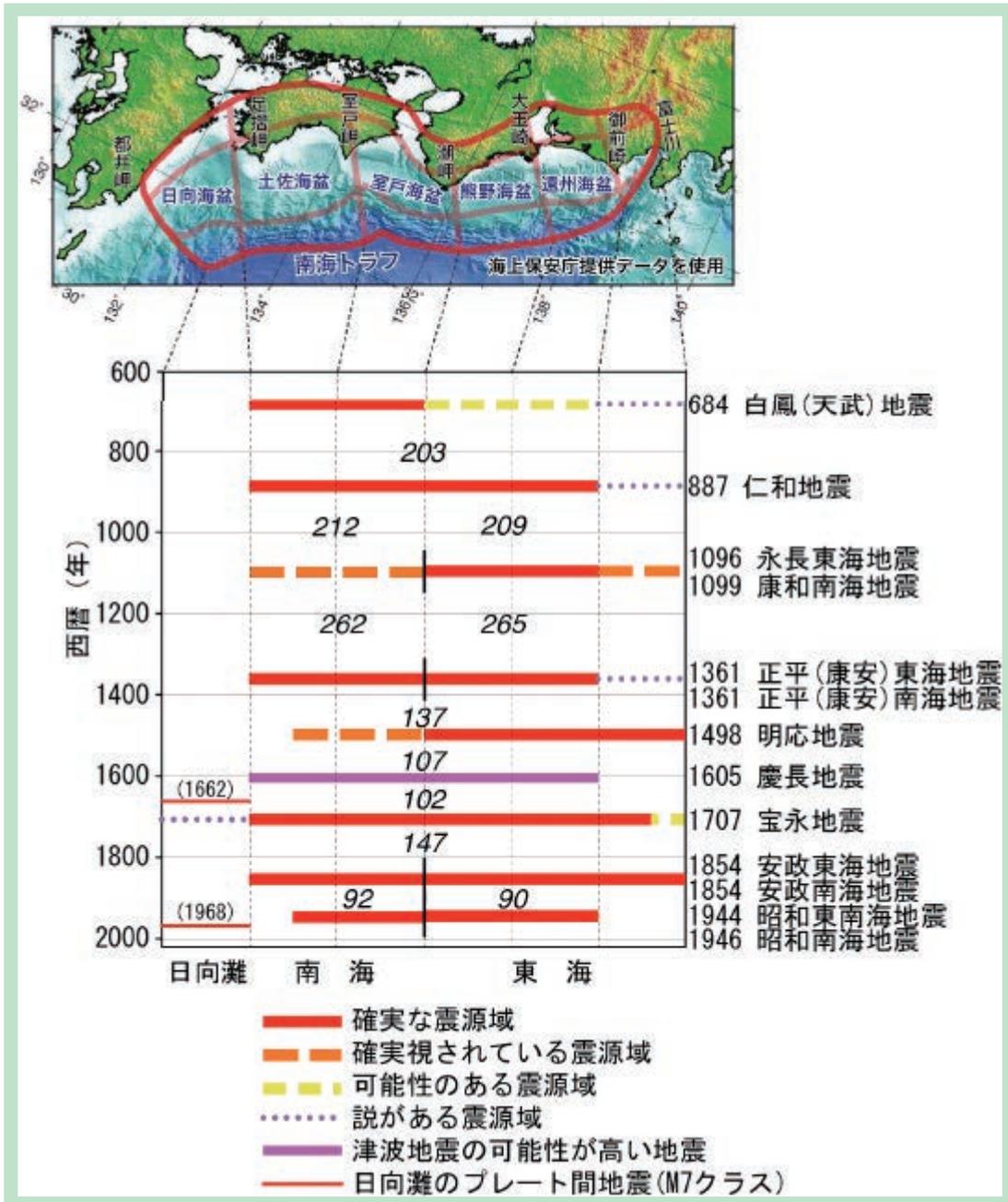
これを受け消防庁では、平成28年3月に「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定し、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県及び消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定めた。平成30年には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討を行い、南海トラフの想定震源域及びその周辺でマグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、気象庁において、その異常な現象に対する調査を開始し、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された際には、「半割れケース」等の各ケースに応じた防災対応をとること等を内容とする報告書が取りまとめられた。

これを踏まえ、気象庁では、上記のように評価された際に「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとし、また、令和元年5月に開催された中央防災会議において、同情報が発表された場合の対策等を盛り込んだ「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更が行われた。これに基づき、地方公共団体等では、地域住民の避難行動の在り方等、防災対応の検討が引き続き進められている。

*1 南海トラフ：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域

*2 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、マグニチュード8～マグニチュード9クラスの南海トラフの地震が今後30年以内に発生する確率は、70～80%程度となっている。なお、マグニチュード9クラスの地震の発生頻度は、100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いとされている。

第1-6-1 図 南海トラフ沿いで過去に発生した地震



・白鳳(天武)地震(648年)以降の地震を示している。
 ・図中で表した数字は、地震の発生間隔(年)を示す。
 ・震源域の地形の境界(都井岬、足摺岬、室戸岬、潮岬、大王崎、御前崎、富士川)で東西方向に区切っている。
 ・黒の縦棒は、南海と東海の地震が時間差(数年以内)をおいて発生したことを示す。

出典「南海トラフの地震活動の長期評価」(第二版)(地震調査研究推進本部)

(2) 首都直下地震対策

首都地域は、人口や建築物が密集するとともに、我が国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が高度に集積している地域であり、過去にもマグニチュード7クラスの地震や相模トラフ*³沿いのマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生している*⁴(第1-6-2 図)。

こうした大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大となり、かつ影響が広域に及ぶものとなるおそれがある。

このため、首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を

* 3 相模トラフ：房総半島沖から相模湾にかけて海底に横たわる細長い凹地

* 4 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、南関東でのマグニチュード7程度の地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度となっている。

「首都直下地震緊急対策区域」として1都9県309市区町村（令和2年4月1日時点）が指定されている。

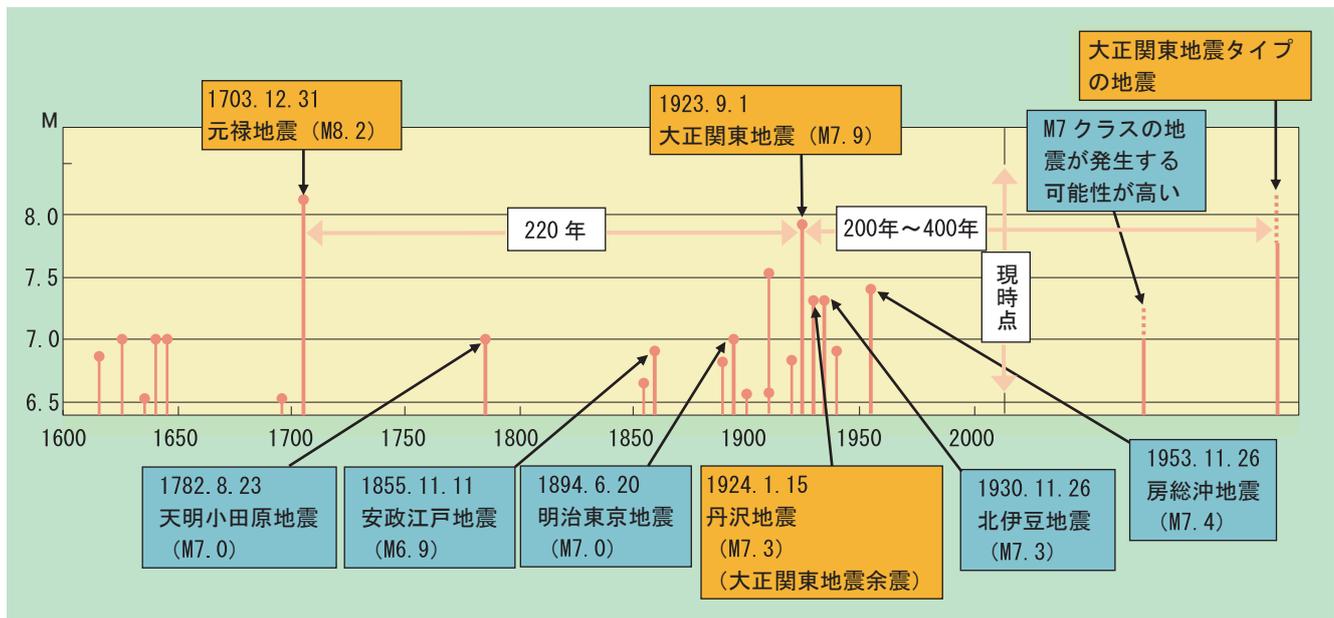
さらに、同法に基づき、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全確保を図るべき地区を「首都中枢機能維持基盤整備等地区」として千代田区、中央区、港区及び新宿区（令和2年4月1日時点）が指定されている。

平成27年3月には、同法に基づき策定された「緊急対策推進基本計画」について、今後10年間で達成すべき減災目標及び目標を達成するための施策の具体目標を設定する変更を行った。

また、平成28年3月には、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等に関する活動内容が具体的に定められた。

これを受け消防庁では、平成29年3月に「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定し、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県及び消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定めた。

第1-6-2図 この400年間における南関東の大きな地震



(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

日本海溝・千島海溝周辺では、過去に大津波を伴う地震が多数発生しており、東日本大震災もこの領域で発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策を推進する必要がある地域を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として1道4県117市町村（令和2年4月1日現在）が指定され、対策の強化が図られている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、中央防災会議防災対策実行会議の下に令和2年4月に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、日本海溝・千島海溝で想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定、防災対策について検討されているところである。

(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策

中部圏・近畿圏の内陸には多くの活断層があり、次の東南海・南海地震の発生に向けて、中部圏及び近畿圏を含む広い範囲で地震活動が活発化する可能性が高い活動期に入ったと考えられるとの指摘もある。この地域の市街地は府県境界を越えて広域化しており、大規模な地震が発生した場合、甚大かつ広範な被害が発生する可能性がある。

(5) その他の対策

ア 防災基盤の整備と耐震化の推進

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、全ての都道府県において「地震防災緊急事業五箇年計画」が作成され、同計画に基づき、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送道路の整備、社会福祉施設・公立小中学校等の耐震化、老朽住宅密集

市街地対策等が実施されてきている。同計画は、第1次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8年度（1996年度）～平成12年度（2000年度））から第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）と策定され、防災基盤の整備に向けた事業への積極的な取組が続けられている。

消防庁では、大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等について、地方単独事業として行われる耐震改修事業に対し、地方債と地方交付税による財政措置を講じている。特に、地方公共団体が緊急に防災・減災に取り組む事業に対しては、「緊急防災・減災事業債」（起債充当率100%、交付税措置率70%）による財政措置を講じている。

イ 消防力の充実強化

（ア）耐震性貯水槽の整備

大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓が使用不能となることが想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予測される。このため、消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、国庫補助による耐震性貯水槽の整備を進めているところであり、令和2年4月1日現在、全国で、12万50基が整備されている。

（イ）震災対策のための消防用施設等の整備の強化

地震防災対策強化地域における防災施設等の整備や地震防災緊急事業五箇年計画に基づく防災施設等の整備については、国の財政上の特例措置が講じられている。また、地方単独事業についても地方債と地方交付税による財政措置を講ずることにより地方公共団体の財政負担の軽減が図られてきた。大規模地震発生後における防災活動が迅速かつ的確に行われ震災被害を最小限に抑えるためには、今後とも中・長期的な整備目標等に基づき、より一層の消防防災施設等の整備促進を図っていくことが必要である。

ウ 津波対策の推進

我が国においては、地震とそれに伴い発生する津波によって、過去に大きな被害が生じており、東日本大震災においても津波によって甚大な被害が発生した。

実効性のある津波避難対策を実施するためには、都道府県が津波浸水想定区域図を作成することが必要であり、また、それに基づき、市町村が避難対象地域の指定、緊急避難場所等の指定、避難指示（緊急）等の

情報伝達、避難誘導等を定める必要がある。

消防庁では、地方公共団体における津波避難の取組を推進するため、都道府県が作成すべき「市町村における津波避難計画策定指針」や市町村が住民と一緒に進む「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」を示す「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を地方公共団体に通知する（平成25年3月）など、市町村における津波避難対策を促進している。

また、市町村における津波避難計画の策定状況の調査結果の公表と併せて、未策定団体において早期に計画を策定するよう要請したほか、市町村における津波避難対策の参考事例とするため、地域ごとの津波避難計画の作成事例等を収集し周知した（平成31年3月）。

さらに、地方公共団体が整備する津波避難タワーや、住民の避難経路となる避難路・避難階段の整備、浸水想定区域内からの公共施設等の移転などに係る地方単独事業に要する経費について緊急防災・減災事業債等と地方交付税による財政措置を講じている。

エ 地域防災計画（震災対策編）の作成・見直しへの取組

地震災害は地震動による建築物の損壊のみならず、津波、火災、山崩れ等による二次的災害も含んだ複合的な災害であり、被害も広範囲に及ぶという特性を有するものであるため、地域防災計画において、他の災害とは区分して「震災対策編」等として独立した総合的な計画を作成しておく必要がある。

また、地域防災計画の作成・見直しについては、被害想定に基づく防災体制の見直しや、近隣地方公共団体における計画との整合性に留意するとともに、職員参集・配備基準をはじめ各種応急体制の整備・充実、災害時における職員の役割や関係機関等との連絡体制等を明確にするなど、地域防災計画の実効性向上に努めることが重要である。

2. 地方公共団体における震災対策 ……

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策を推進するため、消防力の充実強化、地域防災計画の見直し、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備、地域住民に対する防災知識の普及・啓発、津波対策、物資の備蓄、地震防災訓練等について積極的に取り組んでいる。

(1) 地域防災計画（震災対策編等）の作成状況

令和2年4月1日現在、都道府県において、震災対策に関する事項について、地域防災計画の中で、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として項目を設けて定めているものが43団体、「節」等を設けているものが4団体となっている。一方、市町村（全1,741団体）においては、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として設けているものが1,414団体、「節」等を設けているものが211団体、「その他の災害等」として扱っているものが30団体となっている。

(2) 震災時等における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されることから、対策を迅速かつ的確に

遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間で、震災時等における相互応援協定を締結している。さらに、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年（1996年）7月、全国知事会において「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結され、各都道府県間等の応援協定では対応できないような災害が発生した場合における、全国レベルでの相互応援体制が整備されている。東日本大震災では、全国知事会が協定に基づき、被災4県からの要望等に応じて、食料品、生活用品、燃料等の救援物資を提供した。なお、地方公共団体においては、民間団体等との間で、放送要請、救急救護、輸送、災害復旧及び物資などに係る応援協定を締結している（第1-6-5表）。

第1-6-5表 地方公共団体と民間団体等の応援協定の締結状況

（令和2年4月1日現在）

区分	団体数	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定	物資に関する協定	その他
都道府県	47	47	47	47	47	47	47
市町村	1,741	783	1,039	1,009	1,520	1,586	863

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(3) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防

災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び、震災時に必要な物資の流通在庫を確保することに努めている（第1-6-6表）。

第1-6-6表 主な備蓄物資の状況

（令和2年4月1日現在）

区分	団体数	備蓄物の保有状況												
		食糧	食糧の内訳					飲料水	毛布等	ローソク	懐中電灯	テント	担架	浄水器
			乾パン	インスタント 麺類	米	缶詰								
都道府県	47	47	36	40	45	35	40	47	47	35	39	34	20	16
市町村	1,741	1,695	953	567	1,521	775	701	1,645	1,710	668	1,411	1,126	1,092	645

（備考）1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 公的備蓄又は流通在庫のいずれかを確保している団体数を計上

(4) 震災対策施設等の整備事業

令和元年度において、震災対策施設等の整備のため、都道府県が実施した事業費は約1,039億円、また、市町村が実施した事業費は約984億円である（第1-6-7表）。

第1-6-7表 震災対策等整備事業費

(令和元年度)
(単位:百万円)

事業名	都道府県事業費		市町村事業費	
	国庫	単独	国庫	単独
避難地・避難路整備事業	18,327	57,690	4,240	3,667
防災行政無線整備事業	265	2,788	7,732	54,374
備蓄倉庫整備事業	8	75	1,039	3,533
防災センター整備事業	0	321	1,563	1,907
防災資機材整備事業	885	207	441	4,340
耐震性貯水槽整備事業	0	1	1,620	2,834
大震用車両整備事業	0	0	0	101
地震観測機器整備事業	12	481	0	136
備蓄物資整備事業	48	845	390	7,578
その他	15,638	6,284	589	2,302
小計	35,182	68,691	17,614	80,772
合計	103,874		98,386	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 端数処理をしているため、各数値の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(5) 震災訓練の実施状況

令和元年度においては、38 都道府県と 855 市町村が震災総合訓練を実施している（第1-6-8表、第1-6-9表）。

第1-6-8表 都道府県における震災訓練の実施状況

(令和元年度)

区分	震災総合訓練	震災総合訓練	
		うち広域応援を含んだもの	うち自衛隊が参加したもの
訓練実施延べ回数	64	33	56
参加人員	160,138	104,797	149,619
団体数	38	24	37

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第1-6-9表 市町村における震災訓練の実施状況

(令和元年度)

区分	震災総合訓練	個別訓練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応援物資搬送訓練	その他の訓練
訓練実施延べ回数	1,328	643	1,720	468	1,126	502	535	265	1,127
参加人員	3,924,470	109,406	678,866	184,886	551,240	136,845	141,839	32,282	719,594
団体数	855	243	346	118	257	128	118	61	227

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(6) 津波対策の実施状況

大規模な地震が発生した場合、沿岸地域では津波の発生が予想されることから、地方公共団体においては各種の津波対策が進められている。令和元年12月1日現在、津波による被害が想定される市町村675団体のうち、668団体で津波避難計画が策定されている。

また、緊急時に住民が迅速・的確に行動する必要があることから、津波を想定した訓練が令和元年度は309団体で実施されている。

震災対策の課題

1. 耐震化の一層の推進

大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震率は94.2%（平成30年度末現在）となっており、早急かつ計画的な公共施設等の耐震化を推進することが必要である。

2. 南海トラフ地震・首都直下地震などへの 対策、津波対策の推進 ……………

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

また、首都圏において大規模な首都直下地震が発生した場合には、政治、行政、経済等の中枢機能への障害や、我が国全体の国民生活及び経済活動に支障が生じるほか、海外への影響の波及や膨大な人的・物的被害も懸念される。

東日本大震災の教訓を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し南海トラフ地震や首都直下地震などへの対策を推進していく必要がある。

また、市町村においては地域防災計画等における津波避難に関する事項の策定の促進など、津波対策を推進していくことが必要である。